月	IP T 干1又					決定	ヌケ	}		(	根拠	規定	宁)	条位	列フタ	<b>文</b>	
整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示		三 イ 存	否応答拒	1 号	2 号	3号	4 号	5 号	6 号	7 8 号	8	9 非開示理由等 所管局部課等
1	R4. 7. 19	R4. 8. 1	5 - 建管第364号 11 - 建管第576号 16 - 建管第177号 16 - 建管第173号の2 全4件の道路区域証明	5	1												建設局 第六建設事務所 管理課
2	R4. 7. 27	R4. 8. 3	第1回変更 電線共同溝設置に伴う道路復旧工事 (3六一環3言問) 設計書類一式	*	1												建設局 道路管理部 安全施設課
3	R4. 7. 20	R4. 8. 3	<ul> <li>・都市計画道路 幹線街路環状 第5の1号線(千駄ヶ谷)事業実施 に伴う設計協議について(協議)</li> <li>・都市計画道路 幹線街路環状 第5の1号線(千駄ヶ谷)事業実施 に伴う設計協議について(回答)</li> </ul>	*	1												建設局 第二建設事務所 工事第一課
4	R4. 7. 25	R4. 8. 3	令和4年度骨格幹線道路の調査費調書	1	1												建設局 道路建設部 管理課
5	R4. 8. 4	R4. 8. 8	街路築造工事 (26三一放25新小川町) しゅん工図のうち ・標準横断図 ・ 区画線工平面図 (1) ・ 区画線工平面図 (2) ・ 区画線工平面図 (3) ・ 区画線工平面図 (4)	*	1												建設局第三建設事務所工事第一課
6	R4. 8. 4	R4. 8. 15	・自転車走行空間整備工事 (29三一1)早稲田通り ・自転車走行空間整備工事 (30三-1)早稲田通り ・路面補修工事(2三の3・遮熱性 舗装)及び自転車走行空間整備工事 (2三-2)早稲田通り ・自転車走行空間整備工事 (31三-1)早稲田通り ・自転車走行空間整備工事 (2三-1)早稲田通り ・自転車走行空間整備工事 (2三-1)早稲田通り ・担配車走行空間を備工事 (2三-1)早稲田通り	*	1												建設局第三建設事務所補修課
7	R4. 8. 4	R4. 8. 15	自転車走行空間整備工事 (31南西-1) ・全体平面図 ・平面図 ・標準断面図	9	1												建設局 南多摩西部建設事務 補修課

月	1144及		1日 1			決定	区	分			( *	12 初	ı規S	定)	条例	列 フ	7 条			
整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部	非開示		否応答拒	1 号	2	3	4	5		7	8	9 号	非開示理由等	所管局部課等
8	R4. 8. 4	R4. 8. 16	【No. 31 補修工事(25五年) 中野校 (25五年) 中野校 (25五年) 中野校 (25五年) 中野	*	1															建設局第五建設事務所補修課
9	R4. 8. 4	R4. 8. 17	一般都道108号東京朝霞線、練馬区大 泉町2丁目62-18前〜大泉町2丁目60 前交差点の整備後の平面図及び標準横 断図	*	1															建設局 第四建設事務所 工事第一課
10	R4. 8. 4	R4. 8. 17	【椎名町上石神井線に関するもの】 ・路面補修工事 (29四の2・歩道改善) 標準下面図 ・路面補修工事 (30四の2・歩道改及び平面図 ・路面補修工事 (30四の5・歩道図をが平面図 ・自転車走行空間整備工事 (2四一2)及及備工事 標示シート設置工事 で20回の区間①に関するもの】 ・自転車走行空間整備工事 (27四-2)回数に関連するもの】 ・自転車走行空間整備工事 (27四-2)回及び標準断面図 ・自転車走行空間整備工事 (28四-2)平面図及び標準断面図 ・自転車走行空間整備工事 (28四-1)平面図及び標準断面図 ・自転車走行空間整備工事 (29四-1)平面図及び標準断面図 ・自転車走行空間整備工事 (29四-3)平面図及び標準断面図 ・自転車走行空間整備工事 (29四-1)平面図及び標準断面図 ・自転車走行空間整備工事	*	1															建設局 第四建設事務所 補修課

月						決	巨区									列フ条			
整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1 号	2 号	3号	4 号	5号	6 号	7 8 号 号	. g	) ) ,非開示理由等	所管局部課等
11	R4. 6. 29	R4. 8. 17	(1)補助128号世田谷区世田谷 2-29 施工前後写真 (2)防護細設置工事(3ニ-1)単価契約工事設計書 (3)防護細設置工事設計書 (4)防護細設置工事設計書 (4)防護細設置工事(3ニ-1)単価契約 註計図 (5)防護細設置工事(3ニ-4)単価契約 設計図 (6)防護細設置工事前後写真 (6)防護細設置工事前後写真 (7)東京都第二建設事務所管内図 (8)東京都第二建設事務所管内図	*	1														建設局 道路管理部 安全施設課
12	R4. 8. 4	R4. 8. 18	令和4年3月31日付 令和4年度道路賠償責任保険の証券及 び明細書	7		1							1					(第7条第4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 道路管理部路政課
13	R4. 8. 4	R4. 8. 19	(1)境川水系 河川整備計画 東京都区間 治水編 参考資料 平成27年2月 東京都 のうち 流下能力表(2/9)から 流下能力表(9/9)まで (2)境川水系河川整備計画(案) 参考資料(治水編) 平成27年3月 神奈川県 東京都のうち 境川平面図(14/27)から 境川平面図(19/27)まで	*	1														建設局 河川部計画課
14	R4. 6. 29	R4. 8. 19	(1)特例都道第437号線(不忍通り)及び特例都道第452号線(昌平橋通り)の道路改良事業に伴う設計協議について(協議)(2)特例都道第437号線(不忍通り)及び特例都道第437号線(昌平橋通り)の道路改良事業に伴う設計協議について(回答)(3)交差点改良工事その2(29五-主318葛西南高東交差点)特記仕様書(4)交差点改良工事その2(29五-主318葛西南高東交差点)平面図一式	*	1														建設局 道路管理部 安全施設課

月	11十十尺					決	定区	分			(7	根拠	.規.	定)	条件	列7条	Ę			
整理番号	請 求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部	非	不	否応答拒	1 号	2	3	4	5	6	7 8 号 号		9 号	非開示理由等	所管局部課等
15	R4. 6. 29	R4. 8. 22	(1) 道路維持工事(二の3) 単価路維持工事(二の3) 単価強維持工事(二の3) 単価強維持工の1 完了 単価の20 単価の20 単価の20 第一次では (3) 道路契約では 一次では (4) 事では 一次では 一次では 一次では 一次では 一次では 一次では 一次では 一次	*		1					1	1	1		1			- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	(第7条第2号) 公にすることにより、特定の個人を識別することが出来るものであるため。 (第7条第4号) 公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 (第7条第3号及び第6号) 単価及び金額については、見積業者の経営上の情報であり、これらを開示した場合には他の業者に経営上の情報が知られることとなり、当該業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるとと認められるため。また、今後当局が行う同種の工事において適切な入札競争が見込まれなくなるため。	建設局 道路管理部 安全施設課
16	R4. 6. 29	R4. 8. 23	交差点改良工事その2 (29五-主318葛西南高東交差点) 施行前後写真			1					1								(第7条第2号) 公にすることにより、特定の個人を識別することが出来るもの であるため。	建設局 道路管理部 安全施設課
17	R4. 8. 10	R4. 8. 23	新宿副都心 4 号線区域変更並びに供用 開始について (昭和58年10月7日付 〇〇 〇〇か らの「歩行者都階段撤去のお願いにつ いて」)に係る書類一式	*	1															建設局 第三建設事務所 管理課
18	R4. 8. 12	R4. 8. 24	・公園占用許可申請書 ・公園占用許可書 ・イベント主催者からの報告書	*		1					1								(第7条第2号) 公にすることにより、特定の個人を識別することが出来るもの であるため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課
19	R4. 8. 12	R4. 8. 24	・熱中症に関し、東京都、消防、公園管理者から指導があったと報道されているがその関係の文書 ・イベント中止の通知書					1										1	当該文書は、実施機関で作成しておらず存在しない。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課

月	н т <b>Т</b> /Х				ä	定区					規規							
:整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	非開示	不存在	否 1 号柜	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8号	9 号	非開示理由等	所管局部課等
20	R4. 8. 4	R4. 8. 24	(1) 自転車走行空間整備工事 (30北南-1) 及び歩道督定 整備工事(30北南-1) 及び歩道督定 整備工事(27北南・調布3・2・6 Ⅲ期 区間) (3) 路面補修工事(30北南の17) 及び自転車走行空間整備工事 (30北南-2) (4) 街路築造工事及び電線共同溝 設置工事 (28北南-間布3・4・17若葉 町) (5) 自転車走行空間整備工事 (29北南-1) 及び視覚障碍者 誘導用ブロック設置工事 (29北南-1) (7) 自転車走行空間整備工事 (31北南-1) (7) 自転車走行空間整備工事 (27北南-1) (8) 路面補修工事(27北南の9) 及び自転車走行空間整備工事 (27北南-1)	*	1													建設局北多摩南部建設事務所補修課
21	R4. 8. 8	R4. 8. 24	都道に関する事業の施行に伴う区域決 定等の事務手続要綱 (要綱・実施細則・解説) 平成18年4月 東京都建設局	145	1													建設局 道路管理部 路政課
22	R4. 8. 18	R4. 8. 25	あきる野市草花地区(2)急傾斜地崩壊対策基本計画検討のための地質調査 ・委託設計書 ・委託設括書 ・種別内訳書 ・代価明細表 ・材料品調書	47	1													建設局 河川部計画課
23	R4. 7. 13	R4. 8. 26	路線名王子金町江戸川線における区域 決定した起案文書一式														該当文書は、東京都情報公開条例第2条第2項第2号の「東京都公文書館等の管理に関する条例(平成29年東京都条例第39号)第2条第4項に規定する特定歴史公文書等」に該当し、本条例で請求の対象となる「公文書」に該当しない。	建設局 道路管理部 路政課

月			明小(0月次足力)		決	定区分		(	根拟	U規:	定)	冬	例 フ	冬			
7整理番号	請 求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開部開示開	非開示在	否		3	4	5	6 号	7	8	9 号	非開示理由等	所管局部課等
24	R4. 6. 29	R4. 8. 26	その1 国土技術政策に対している。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			1										(1) 「台東区池之端」公文書の件名その2について保有しておらず、存在しない。 (2) 「江戸川区南葛西3丁目」公文書の件名その2について令和3年7月に廃棄済みであり、現在は存在しない。 (3) 「足立区中川5丁目」公文書の件名その2について未着手であるため、存在しない。 (4) 「台東区池之端」、「江戸川区南葛西3丁目」、「足立区中川5丁目」公文書の件名その3、その4について存在しない。	建設局 道路管理部 安全施設課
25	R4. 7. 13	R4. 8. 26	都市計画道路事業の認可申請について (補助第143号線(柴又) (31建道建計第117号)	13	1												建設局 道路建設部計画課
26	R4. 7. 13	R4. 8. 26	大島循環線事業箇所大島公園 事業開 始時の工程表	2	1												建設局 道路建設部 道路橋梁課
27	R4. 7. 13	R4. 8. 26	(1) 26建道管路第375号(都道大島 循環線(一般都道208号)の区域変更 について(大島町泉津地内)大島支 庁」 (2) 22建道管路第512号「都道三宅 循環線の区域変更について(第212号 三宅村坪田地内)」 (3) 24建道管路第542号「都道の区 域変更について 都道三宅循環線(三 宅島三宅村坪田地内)三宅支庁」	222	1			1	1							(第7条第2号) 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (第7条第3号) 公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	建設局 道路管理部路政課
28	R4. 7. 13	R4. 8. 26	31建道管路第931号「都道の区域変更 について 都道王子金町江戸川線(葛 飾区柴又七丁目地内から同区柴又五丁 目地内)」	129	1			1	1							(第7条第2号) 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (第7条第3号) 公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	建設局 道路管理部路政課
29	R4. 7. 13	R4. 8. 26	路線名王子金町江戸川線における工程 表			1										当該文書は、現に保有しておらず、存在しない。	建設局 道路建設部 道路橋梁課

月	н т					決定	区分	4		(	根料	讥扫	定)	条	例 フ	冬			
整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	Ŧ	<u> </u>	1号					6 号			9 号	非開示理由等	所管局部課等
30	R4. 7. 13	R4. 8. 26	①大島循環線事業箇所泉津3期 ③三宅循環線事業箇所坪田 ④三宅循環線事業箇所坪田2期 における工程表、工程表の作成した日 付のわかる文書				1	1										当該文書は、現に保有しておらず、存在しない。	建設局 道路建設部 道路橋梁課
31	R4. 7. 13	R4. 8. 26	都道大島循環線事業箇所大島公園の区 域変更手続きを行った際の起案文書ー 式				1	1										当該文書は、区域変更を行っていないため、実施機関では作成 及び取得しておらず、存在しない。	建設局 道路管理部 路政課
32	R4. 8. 22	R4. 8. 29	土砂災害防止に関する基礎調査 (急傾斜地の崩壊) (急傾斜地の崩壊区域調書) 201034-K024 個人情報を除く	*	1														建設局 東京都南多摩西部建設事務所工事課
33	R4. 8. 8	R4. 8. 29	27建道管路第748号「都道本郷赤羽線 の区域変更について(北区上十条二丁 目1番11地内から同区十条仲原二丁目 14番8地内まで)」	131		1				1	1							(第7号第2号) 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (第7条第3号) 公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	建設局 道路管理部路政課
34	R4. 8. 4	R4. 8. 29	・自転車走行空間整備工事 (26西- 1) ・自転車走行空間整備工事 (27西- 1) ・路面補修工事 (28西の6) 及び自転車走行空間整備工事 (28西-1) ・自転車走行空間整備工事 (29西- 1) 及び路面補修工事 (29西の13) 平面図及び標準横断図 図面一式	*	1														建設局 西多摩建設事務所 補修課

	加4年		音用亦(8月次疋ガ)														
	1				沙	定区分		(	根拠	ル規と	定):	<u>条</u> 例	<u> 月7</u>	条			
里 王 子	引 隆 里 請 求 番 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開部所示		否応答矩	日 2 号	3号	4号	5号:	6 号 -	7 号 -	8号	9 号	非開示理由等	所管局部課等
3	5 R4. 7. 1	R4. 8. 29	下記,建総総第161号 - 31連総総第161号 - 31連総総第161号 - 31連総総第102号 - 31連総総第402号 - 31連総総第404号 - 31連総総第404号 - 31連総総第1049号 - 31連総総第1058号 - 2連総総第1058号 - 2連総総第47号 - 2連総総第420号 - 2連総総第420号 - 2連総総第23号 - 2連総総第23号 - 2連総総第335号 - 2連総総第335号 - 2連総総第357号 - 2連総総第357号 - 2連総総第37号 - 2連総総第777号 - 2連総総第777号 - 2連総総第777号 - 2連総総第777号 - 2連総総第745号 - 2連総総第第310号	56	1			1	1	1						(第7条第2号及び第4号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものに該当するため。また、偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するため。 (第7条第3号) 公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものに該当するため。 (第7条第2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することはの情報と照合することにより、おおは特定の個人を識別することはできることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害する恐れがあるものに該当するため。	建設局 総務部 総務課

月	1H + <del>+ /</del> /X					決定	区分	,		(1	艮拠	規定	Ē)	条例	列7条	ŧ	
?整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	<b>非</b> 存在	否応答拒	1 号		3 号			6	7 号 号	9	9 非開示理由等 所管局部課等
36	R4. 7. 1	R4. 8. 30	下記文建學 不	97		1				1	1	1					(第7条第2号及び第4号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものに 該当するため。また、偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼ すおそれがあるものに該当するため。 (第7条第3号) 公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものに該当するため。 (第7条第2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害する恐れがあるものに該当するため。
37	R4. 8. 25	R4. 8. 31	湯殿川整備工事 (その38) 竣工図 (個人情報を除く)	*	1												建設局 南多摩西部建設事務所 工事課

#### 表の見方

#### <決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。 <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

#### <公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。 <公文書の枚数>
- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。